

2019 年度後期分授業料の月割分納について

本学の学部及び大学院の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く）で、特別の事情があると認められる者については、本人の願い出により、選考の上、授業料の月割分納が許可される制度があります。

月割分納の額は、授業料年額の 12 分の 1 に相当する額とし、前期及び後期ごとに願い出る必要があります。

2019 年度後期分授業料の月割分納の希望者は、下記により出願手続きを行ってください。

記

1. 願書配布期間

2019 年 7 月 1 日（月）～10 月 4 日（金） 午前 9 時～午後 5 時

2. 願書提出期間

2019 年 10 月 1 日（火）～10 月 4 日（金） 午前 9 時～午後 5 時
(午後 1 時～午後 2 時を除く)

3. 願書配付・出願場所

願書配付場所：大学院 F 棟 1 階 学生生活課学生支援係
(提出期間中は大学会館 3 階 小集会室でも配付する)

出願場所：大学会館 3 階 小集会室

※提出期間中は、会場で授業料免除及び徴収猶予の申請受付が行われていますが、
会場内に設置されている月割分納願書の提出用 BOX に提出してください。

※郵送で提出される場合は、学生生活課学生支援係宛てにご送付ください。

4. 選考結果

10 月下旬から 11 月上旬頃までに、結果通知用封筒にて通知します。

5. 納付金額及び納付期限

月割分納の額は、授業料年額の 12 分の 1 に相当する額とします。
月割分納が許可された場合の納付期限は、毎月末日になります。

※ただし、休業期間中の授業料は、本学の授業料免除等に関する規程等により
休業期間開始前が納付期限となります（3 月に卒業または修了を予定している場合は、特に注意してください）。

6. 注意事項

○2019 年度後期分授業料免除及び徴収猶予との併願はできません。

○2019 年度後期分授業料をすでに納付した場合は出願できません。